

平成 27 年 1 月以降、相続税の基礎控除額が引き下げられました。相続税に関するご相談には税理士が応じます。

関東信越税理士会上田支部税務相談（無料）

2 月 3 月を除く毎月第 3 水曜日（祝日を除く）9：30～11：30（1 人 30 分）

会場 上田商工会議所会議室

事前予約を必要としますので、支部事務局 0268-22-8535 へ 1 週間前までにご連絡ください。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。^(注)

ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に記載されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。